

令和2年3月6日

施設利用者各位

静岡音楽館長

新型コロナウイルス感染症対応に係る施設等利用料の還付について（通知）

記

- 1 対象者 令和2年2月20日（木）から令和2年3月15日（日）までの期間における施設の利用について許可を受けたもので、新型コロナウイルス感染症の影響を理由にその利用を取りやめる（又は取りやめた）もの。
- 2 還付の手続き
について 対象者あてに当館より電話等でご連絡いたしました後に、関係書類一式を送付いたします。書類がお手元に届きましたら通知内容をご確認の上お手続きをしていただきますようお願いいたします。
- 3 還付申請受付
期間 令和2年3月10日（火）から令和2年3月31日（火）
- 4 その他 本件につきまして、ご不明な点等ございましたら施設までご連絡いただきますようお願い申し上げます。